総務文教常任委員会会議録

令和７年６月２４日（火）

　令和７年６月２４日（火）午前１０時００分から総務文教常任委員会を第一委員会室に招集した。

○　出席した委員は、次のとおりである。

委員長	飯島　孝也	副委員長	有賀　公子
委　員	丸山　国一		廣瀬　明弘
	高畑　一幸		青柳　好文
	髙野　浩一		平塚　　悟
	相沢　俊行		

○　欠席した委員

　なし

○　委員以外で出席した者は、次のとおりである。

　なし

○　説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤　英樹			
総務課長	志村　裕喜			
財政課長	田口　　俊			
税務課長	飯島　　泉			
市民課長	河村　　敬			
教育総務課長	清水　　修			
政策秘書課	新田　照人			
総務課	樋口　　透			
財政課	森　なおみ			
税務課	吉岡　栄治			
市民課	早川　　崇			
生涯学習課	田辺　秀典	八巻　一也	入江　俊行	三谷　町子

○　職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局　　書記　姫野　敏樹　　清雲　敬祐

○　会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第３６号　甲州市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第３９号　甲州市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について

〔開会　午前１０時００分〕

○　委員長（飯島孝也君）　　議論に入る前に、初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

　ただいまの出席委員９人、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

○　委員長（飯島孝也君）　　議長が出席されていますので、挨拶を受けます。

○　議長（廣瀬明弘君）　　皆さん、おはようございます。

　ある意味、恵みの雨なのか、また蒸して、少し体調のほうが悪くなるのか分かりませんが、とにかく今日は総務文教常任委員会でございます。しっかり審議のほうをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

開　議

○　委員長（飯島孝也君）　　これから本日の会議を開きます。

　本日の議題につきましては、６月６日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案２件の審査をお願いします。

　また、審査終了後のその他の件につきましては、事前に質問をいただいておりますが、追加の質問がある委員は、この後、最初の休憩中にこちらに申出をお願いします。

議案第３６号

○　委員長（飯島孝也君）　　初めに、議案36号　甲州市税条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

　当局の説明を求めます。

（当局説明）

○　委員長（飯島孝也君）　　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

課長、もう少し平たく説明してもらっていいですか。その特定扶養控除だとかの説明も交えて、85万円まではということなのですが、特定扶養控除がどういうことかとか、その特定扶養控除と同額ということがどういうことなのか、みたいなことを少し平たく話をしてもらって理解を深めたいと思うのですが、お願いします。

飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

いわゆる103万円の壁というものですけれども、それが123万円まで拡大されます。目的としましては、先ほど申し上げましたとおり、学生年代の雇用といいますか、就労を促す目的でありまして、今人材が不足している、特に若年年代の労働者が不足しているという問題の中で、103万円を超えても、これまで103万円超えると、もういきなり控除がなくなるという状況だったものを、低減という言い方をしていますけれども、段階的に下げていくという仕組みである、新しい制度であります特定親族特別控除というものを創設したということになります。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　すみません、特定扶養控除についても少し説明を加えてもらっていいですか。

飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

年齢的には19歳から22歳まで、学生年代になりますけれども、63万円までは親等が控除を受けられますと。それが特定扶養控除となります。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　すみません、特定親族特別控除が19歳から22歳までということではないですか。それで、その一方で特定扶養控除という言葉が別にありますけれども、それはイコールのことなのですか。

飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

特定扶養控除につきましては、これまで存在してきた制度でありまして、特定親族特別控除というのは、今回新たに、それを拡大した中で新設されたものであります。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　特定扶養控除自体を説明してもらいたい。

飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

これまでの制度としましては、学生年代の一番手のかかるといいますか、お金がかかる世代につきまして、63万円まで控除を設けていたわけですけれども、それが上回ってしまうと、その控除がなくなってしまうということの中で、もっと学生たちに働いてもらうということ、働いてもいいですよということ、それと、その関係で親などの扶養者に不利益が生じないように制度を改めたということになります。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに皆さんからご質問はありませんか。

高畑委員。

○　委員（高畑一幸君）　　すみません、２点だけお願いします。

加熱式たばこの税率を引き上げるに伴い、紙巻きたばこに近づけるような処置だというように納得はしたのですけれども、同じにするのか、それに近い値にするのかというのが、はっきり決まっているのかお聞きしたいことと、公示送達のネット閲覧に伴い、今まで庁舎前に置いてある掲示板等がありますが、それは今後活用しないということになるのか、そこの２点をお願いします。

○　委員長（飯島孝也君）　　飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

たばこ税のほうにつきましては、段階的に上げていくということになりますので、現状で、紙巻きたばこ、普通の喫煙用のたばこと加熱式たばこでは、多少金額の差が出ておりますけれども、金額が低い加熱式たばこの金額を徐々に上げていくということになります。これまで加熱式たばこにつきましては、通常のたばこの本数に換算をして決めていくというルールがありまして、それは今も変わっていないのですけれども、その中身を少し見直すということになります。具体的には、来年の４月１日から対応するものにつきましては、これまでの換算方式と新たな換算方式を足したものを２で割って、ですから、多少現状よりも高くなるということになります。さらに来年の10月１日からは、完全に新しい方式で決めていくということになりますので、割合としては0.5円だったかな、

４月１日付で上げていって、最終的には10月１日に１本１円に上げていくということになります。その段階で基本的には通常のたばこと同じ税率になるという考えだというふうに理解しています。

以上です。

公示送達につきましては、現状では市役所の外にあります掲示板が本庁舎、勝沼庁舎、大和庁舎にあります。今度新しい方式としましては、インターネットを活用する中で、そのインターネットで公示が見られるような状況にするということが一つ、もう一つは、現状の掲示板を活用する、または、庁舎内のパソコンで閲覧できるようにするという、その方式のどちらかということになっておりますので、基本的に掲示板を残すということは十分考えられますが、掲示板を残せば事が足りるのかなというふうに考えております。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　よろしいですか。ほかに質問はございませんか。

平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　先ほどの特定親族特別控除の関係のことで何点かお伺いしたいと思います。

まず、現状でこの課税対象となる世帯というのはどのぐらいになるかとか、そういった把握は現時点でされているのかどうかという点ですね。

○　委員長（飯島孝也君）　　飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

すみません、そこまで計算をしていませんので、まだ算出しておりません。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　まだその時期ではないというか、申告が行われてというところだと思うのですけれども、国の制度、法改正によって、税制改正によってということですので、19歳から22歳までというのが大学生年代とあるのですけれども、これは年齢で区切るという認識でいいということですかね。

○　委員長（飯島孝也君）　　飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

そういうふうに理解をしております。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　あと、特に年末に今まで103万円の壁があるから働き控えをする大学生のアルバイトというか、そういったものがあってこういう措置を取ったということですけれども、ポイントとして、一つの企業での収入でないととか、そういった要件があったと思うのですけれども、これはそういうところも国の制度と、この市の条例改正というのは全てリンクしているという認識でいいのか、そこのところの補足の説明をいただきたいと思います。

○　委員長（飯島孝也君）　　飯島税務課長。

○　税務課長（飯島　泉君）　　お答えいたします。

　複数の収入がある場合ですけれども、それは合算をして申告をしてもらうような形になっておりますので、そこは税条例のほうも国のほうの法律に準拠して改正を行っているところです。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　承知いたしました。その法改正を受けて、こうやって条例改正という段階であります。まだ課税の客体というかは把握がし切れてないという部分もあると思いますので、これは要望です。本当にこれがワークしてくるような対象となる大学生、学生さんであったり、19歳から22歳のお子さんをお持ちのその扶養者の皆さんには、しっかりと周知を図っていただいて、この法改正がうまくワークするようにというところでよろしくお願い申し上げます。要望として申し上げておきます。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　議案第36号についての質疑を打ち切ります。

　お諮りいたします。議案第36号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　委員長（飯島孝也君）　　ご異議がないので、さよう決しました。

議案第３９号

○　委員長（飯島孝也君）　　次に、議案第39号　甲州市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

○　委員長（飯島孝也君）　　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　本条例の一番の新しいところが第２条２項、審議会に臨時委員を置くことができるというこの項目だと思うのですけれども、簡単に言うと、こういう条例をつくる必要性がある、その背景ですよね、それをもう少し説明していただきたいのだけれども、全国的に見ると、文化財の保護管理に関してもいろんな事例が出ているのですよね。そんなことが一つ背景なのかなとは素人では思うのですけれども、その辺もこの条文が生まれた背景を教えてください。

○　委員長（飯島孝也君）　　入江リーダー。

○　生涯学習課文化財担当リーダー（入江俊行君）　　お答えいたします。

まず、背景につきましては、従来ですと甲州市の文化財保護条例では定数が９名で、常置の委員となっておりまして、一応委嘱してしまうと予想できない事案、文化財の保存が脅かされるような事案ですね、具体的な文化財は出しませんが、例えば文化財の類型で言いますと、有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財と、文化財の類型というのは種類が多岐にわたっておりまして、甲州市内に存在する指定の文化財の数というのは山梨県内でもトップクラスといいますか、数、種類から言っても非常に多い文化財がございます。

昨年度の話で言うと、天然記念物の関係で少し保存の状態が危ぶまれるような件がありまして、それで、今現在、任期は令和５年度、６年度で委嘱した委員の方だったのですけれども、その委員のそれぞれの専門の分野をそれぞれ委員の先生はお持ちなのですけれども、天然記念物の専門の方がいらっしゃらなかったということで、なかなかそういった場合に対応がしづらいというところがありまして、ほかの山梨県ですとか、あるいは県内のほかの市町村の条例などを当たってみますと、そういった臨時委員の条項がありましたので、これはぜひ本市でもその仕組みに変えていければよいのではないかと思いまして、一応そういった背景がございます。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　県内でも実際に貴重な文化財が逸失されるというふうな事案もないわけではないという中で、この条例の条文が付け加えられることの必要性は大変意義深いと思うのですよね。甲州市の場合は歴史文化財のいろんなもの、遺物といいますか、大変多くて、民家にも一部保管されていたり、そういうものも入っていますので、大変重要かと思うのですけれども、実際に臨時的にこの委員を委嘱する場合は、想定されるのは今までそのような文化財に見識をお持ちの民間人を委嘱してきた中で、この臨時委員に関して想定されるのは、法的な部分についての専門家とか、どんなふうな専門家というか、臨時委員のイメージはお持ちなのですか。

○　委員長（飯島孝也君）　　入江リーダー。

○　生涯学習課文化財担当リーダー（入江俊行君）　　お答えいたします。

　基本的に今現在で想定しているのは、あくまで文化財のそれぞれの、先ほど申し上げたような類型に合った専門の知識をお持ちの方ということが基本ですけれども、例えば保存科学の専門の方とか、やはりそのときの状況に合わせて、例えば文献の詳しい方とか、あるいは例えば絵画などで、お寺に伝わっている絵画などは、従来仏画として日本で描かれたものと考えられていたものがあったとするのですけれども、例えばその出自がよく分からなかったと。そういった場合に中国の海外の専門家が見たときに、これは中国由来のものだとか、そういった新しい知見で、新しい歴史的な情報が分かる場合もありますので、まさにその状態というか、そのときに上がった事案に応じて、様々な専門家の方を考えております。基本的には文化財のジャンルの方というふうに想定はしておりますが、場合によっては例えばそういった法律の専門家とか、そういった方を臨時委員としてお願いする場合も今後出てくるかなと思っております。

　以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに質疑はございませんか。

　すみません、今の常任の審議員のその分野というのはお分かりになりますか。

　入江リーダー。

○　生涯学習課文化財担当リーダー（入江俊行君）　　お答えいたします。

　直近ですと、令和５年度、６年度に委嘱された委員の方ということになるのですけれども、委員の方９名おりまして、１人は日本の中世史を専門とする文献の方、それから考古学関係で、考古学関係の中でも主に縄文に詳しい方、また、考古学とブドウ、ワイン

に詳しい方、それから仏像の専門家、それからもう１人、考古学で中世が専門の方ですね。それから絵画資料に詳しい方、それから文化的景観に関する専門の先生ですね。あとは中世の文献に詳しい方、あと建築関係の専門家の９名の方になります。

○　委員長（飯島孝也君）　　ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　議案第39号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○　委員長（飯島孝也君）　　ご異議がないので、さよう決しました。

以上をもって、当委員会に付託された事件は全ての審査を終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

追加のその他の件がございます委員は、この休憩中に委員長のほうに申し出ていただくようにお願いいたします。

再開を10時50分といたします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時５０分

○　委員長（飯島孝也君）　　再開いたします。

その他案件についてこれより質疑を行います。

有賀副委員長。

○　副委員長（有賀公子君）　　それでは、３月議会での総務文教分科会で要望いたしました件について数点お聞きしたいと思います。

まず、区長会の運営費についてということで、区の戸数を重視した世帯割と均等割の割合を調整するなど、謝礼の支給規定の見直し、また謝礼の支給額の見直し、何年後とかということで見直しを行うことができるような仕組みづくりについてという要望をしてあったのですが、その件についてお伺いいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　志村総務課長。

○　総務課長（志村裕喜君）　　お答えをいたします。

本市におきましては、甲州市区長等設置規則により、区長、区長代理、組長を置くと定めており、現在の区の数は100ございます。規則の中で区長の役割は、区に関する事務及び市の機関から依頼された事務を処理するというふうに定められておりまして、区長で組織する区長会の役員さんなどには充て職などもあり、市政に対しても大変ご尽力いただいているというふうに普段から感じております。

現在の手当の計算方法につきましては、合併した後、平成21年度に見直しを行っておりまして、それまで均等割が6.5、戸数割が3.5という割合から、その見直しによって均等割を４、戸数割を６という割合に変更をしております。これは質問をいただいた委員長と同様な意見が反映されて変更をされたものというふうに認識をしております。

それから、区長の手当につきまして、ご質問がありました区長の手当につきましては、会計上報償費に計上されておりまして、報償費の性格につきましては、ご承知のとおり、研修会や講演会の謝礼ですとか、事業に協力していただいた方に対する謝礼、奨励金などが該当するものです。そのため、区長の手当につきましては予算の範囲内で、割合については、先ほど答弁させていただいた見直しも経た中で、今の現在の割合によってお支払いをしております。具体的には均等割が５万1,000円プラス戸数割を１戸当たり730円で計算をしてお支払いをしております。

なお、平成20年度以前、見直しする前については均等割が８万2,000円プラス戸数割440円という金額でございました。戸数割を重視した見直しによりまして、戸数が多い区と少ない区の間での不公平感というものは減少しているのかなというふうには認識をしております。

以上でございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についてほかに質疑はございませんか。

今、志村課長が平成20年と言ったのですよね。平成20年と言ったというのは平成20年に見直しがあった。

○　総務課長（志村裕喜君）　　平成21年度からです。

○　委員長（飯島孝也君）　　平成21年度、そこから先は見直しがないということですね。

この件についてほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　すみません、私からですが、区長会長という職があると思うのですが、充て職で費用弁償等はあると思うのですけれども、区長会長手当みたいなもの

というのは、区長会長は結構大変な立場というか仕事だと思うのですけれども、そういうものは各地区の区長会長みたいなもので手当はあるのでしょうか。

志村総務課長。

○　総務課長（志村裕喜君）　　お答えをいたします。

委員長がおっしゃられたとおり、充て職として区長会の全体の中から選出された職でありますので、その区長会長という職に対して特別な手当というものはございません。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についてのほかの質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、区長会長等の運営費についてということの質疑については終わりたいと思います。

次の質疑がございますので、有賀副委員長、お願いいたします。

○　副委員長（有賀公子君）　　では、次に、市制施行20周年記念の記念誌、市勢要覧印刷代についてになります。

編集方針などですが、市民参画や市民感覚などを重視する中で、そういった中で業務選定を行ったり、また企業や市民等に協賛を得て編集、発行を進めるように要望いたしておりましたが、その件についてお伺いいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　丹澤政策秘書課長。

○　政策秘書課長（丹澤英樹君）　　お答えいたします。

市勢要覧につきましては、市制施行20周年ということで本年度発行をする段階なのですけれども、３月の委員会のときにもご要望をいただいたと思うのですけれども、これは前回の市勢要覧なのですが、この中にも四つのストーリーとして14名の市民の方とかが出ていただいているのですね。この方たちは、例えば芸能界で活躍されている方とか、ワインの醸造家ですとか、それから農家、それから市内で事務所を開設して、不動産とか建築業とか様々な分野の方が紹介されています。今回も当然いろんな市民の方を紹介するような形というのは取っていきたいというふうに考えてはおります。ただ、業者自体の選定がまだ決定しておりません。ですから、その業者が、どこが取るかによって、当然内容というのは少し色が出てくると思います。ただ、市民参画というか、直接その編集作業を行うとか、そういうことではないのですけれども、市民の皆様に対してこんな方もいるのだよとか、そういう意味での市民参加というのは当然念頭に置いて編集のほうを進めていきたいと考えております。

それから、協賛についても、業者選定を終了して決定した時点で、そういったことができるかどうかというのは考えていきたいと思います。当然市が発行するほかの刊行物でもそういった例もございますので、そういった点も考慮していきたいと思います。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件に関してほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、少し私のほうから、市民参画というところで、今、課長の答弁では、編集に携わるようなことは特に考えていないということですが、編集はあくまでも編集委員というか、そういうのは業者がやるということでいいのでしょうか。

それと、あと業者の選定については、プレゼンというか、どんな市勢要覧を編集していきたいかというような内容のものも審査する中で業者選定が進むのかということについて伺いたいと思います。

丹澤政策秘書課長。

○　政策秘書課長（丹澤英樹君）　　お答えいたします。

プロポーザルにつきましては、現在３社から参加表明を受けておりまして、実施要領なども当然渡しております。企画提案書、要するに業者がこんなものをこんな形でつくりたいという企画の提案を受けて、その内容を審査して決定していくというような形を取ってございます。

それから、市民参画ですが、例えばこれも当課で発行しております「甲州らいふ」という移住誌ですね、こういったものについては編集も例えば市民の方にご参加をいただいたり、そういった形を取っておりますが、今回、業者選定をプロポーザルで行うわけですから、そこに編集の段階に市民が参画できるかどうかというのは、なかなか微妙なところかなと思います。決定した業者に提案することも考えられますけれども、直接編集作業に参画ということはなかなかできないのかなというふうには捉えております。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についてほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、この件については質疑を打ち切らせていただいて、次の質疑に移ります。

有賀副委員長、お願いいたします。

○　副委員長（有賀公子君）　　では、次に、市長車及び市公用車全般についてということで、

公用車の購入やリースの際には広告等の負担軽減措置に加え、ゼロカーボンなどの市政の重点課題に配慮した選定をするということを要望いたしましたが、その件についてお伺いいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　田口財政課長。

○　財政課長（田口　俊君）　　お答えをさせていただきます。

公用車への広告につきましては、負担軽減の措置ということで、財源の確保という観点からは非常に有効な手段であるというふうには認識しているところでございます。

現在、県内では韮崎市が本年の１月からこの制度といいますか、公用車への広告を実施しておりまして、私ども３月の分科会の意見等も踏まえまして、新年度になりまして、担当が幾度となく情報を集めているところでございます。韮崎市におかれましては15台の公用車を選定し、このような制度をしておりまして、今現在10台が契約済みということになりますが、その10台の契約についても２社のみということで、２社が10台を契約しておりまして、割合で言いますと２台と８台だそうです。ですので、８台が同じ会社の広告を貼って走っているというようなこと、これが本当にいいのかどうかというところは少し疑問を感じるところでもございますし、また、公用車でございますので、甲州市の公用車、また、運転しているのは市の職員というところもアピールしていかなければいけないのかなというところを感じているところでございます。

韮崎市でもまだ始まったばかりで、特に課題等はないのですよというお答えをいただいているのですけれども、他県では県庁レベルでやっているところもありますので、もう少し多方面から情報収集をして、もし導入するのであれば、よりよい制度となるようにしていきたいなというふうに考えているとところでございます。

また、ゼロカーボンの導入についてでございますけれども、現在、公用車購入につきましては入札で行っておりますので、仕様書がございます。現在は新車の購入という方向で来ておりますので、基準については、当然国の基準にはマッチしているといったところになります。今後、電気自動車等の導入も考えていかなければならないということは思っておりますけれども、電気自動車ですと、一緒に電気の充電設備等も必要になってきますので、そういったスペース等も考えながら、総体的に考えながら導入の検討をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についてほかに皆さんから質疑がございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、この件についての質疑は打ち切らせていただいて、次の質疑に移らせていただきます。

　有賀副委員長。

○　副委員長（有賀公子君）　　では、次に、市制施行20周年記念の新春カラオケ大会事業についてということでお聞きいたします。

　市内の文化芸能団体等を含め、文化交流としての開催、また開催場所等についてお伺いいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　三谷生涯学習課社会教育担当リーダー。

○　生涯学習課社会教育担当リーダー（三谷町子君）　　お答えします。

　文化芸能団体等を含め、文化交流等の開催については現在検討中です。開催場所については、ぶどうの丘イベントホールで行うことで進めております。

　以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに質疑はございますか、この件について。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、私のほうから、検討中ということですけれども、新春カラオケ大会ということで、１月の新春の時期にやる予定は。その期日については変わらずということで、引き続き、カラオケではなくてということも検討して、どこかで結論を出すということですか。

　三谷リーダー。

○　生涯学習課社会教育担当リーダー（三谷町子君）　　お答えします。

　開催期日は令和８年の１月17日の土曜日を予定しております。内容はカラオケを開催します。

○　委員長（飯島孝也君）　　要望は、文化芸能団体等、例えば太鼓とかいろんな団体がありますけれども、文化交流として開催したらどうかという要望ですけれども、その要望について応えるという意味では、そのカラオケ大会の内容は変えずに、ほかに考えていくということでしょうか。

　三谷リーダー。

○　生涯学習課社会教育担当リーダー（三谷町子君）　　文化交流等のほうの内容を検討した結果、カラオケ大会でいきます。この内容ですることにいたしました。

○　委員長（飯島孝也君）　　では、検討してないのですね。検討したという答弁は少し違うようになってしまうと思うのですが、市としてはカラオケ大会でいくという決定をしたということで、皆さん一応要望については聞き届けていただけなかったということでよろしいですか。

　髙野委員。

○　委員（髙野浩一君）　　この文化芸能にこだわらなくて、市長が施政方針だったか、一般質問の答弁で、20周年だから、もう少しいろんな企画を市民からいただいたら何かやりたいという、たしか発言をしていたと思うのですね。それについて、例えば具体的にはどんなふうに市民からの声を拾うとか、今決まっているカラオケ大会以外にどんなふうに進めていこうという、何か担当課のお考えを伺いたいです。

○　委員長（飯島孝也君）　　丹澤政策秘書課長。

○　政策秘書課長（丹澤英樹君）　　お答えいたします。

　市長のそういった意向もありまして、その当然意向も拾った上でのカラオケ大会であるとは認識しておりますけれども、そのほかにも例えば20周年記念ということで、幾つか銘打ってやるものもございますので、そういったものは基本的には市民の皆様からの意向も酌んだところで実施をするというふうに認識をしております。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに関したものというのは今具体的にあるのですかね。カラオケと、この後で質問出るコンサートと、ほかにも……

○　委員長（飯島孝也君）　　コンサートということですか。分かりました。

　特段計画は変わらないということですね。予算決算常任委員会のときに話した内容は、特段変わらないということでよろしいですかね。

　丸山委員。

○　委員（丸山国一君）　　前回そういう質問をしたときに話が出たのが、文化芸能ということで、例えば藤木の太鼓乗り、一之瀬高橋の春駒、大和の田野十二神楽、そして塩山太鼓とかいろいろあるので、そういったものを少し発表できる場があったほうがいいのではないかと、20周年ということでね。もう少しグレードアップして、もう少し市民の皆さんにアピールできるような場面をつくったら、20周年で甲州市の文化芸能、カラオケも別にいいのですけれども、そういったものも出したらいいのではないかという各種団体からのそういう声もあったから、そういったものでもう少し検討したらいいのではないかという話だったので、まだ時間があるから、それぞれの各種団体との話合いも持ったり、

いろんなことを考慮して、20周年で市長の意向もあるから、そういったものに少しグレードアップできないかと、そういった内容だと思うので、その点を検討してもらいたいということです。

○　委員長（飯島孝也君）　　田辺生涯学習課公民館担当リーダー。

○　田辺生涯学習課公民館担当リーダー（田辺秀典君）　　お答えさせていただきます。

先ほどのカラオケの中に、もしできるのであれば、今いただいた内容を含めた中で再検討させていただきたいというところです。

○　委員長（飯島孝也君）　　そういう要望をしていたので、ぜひ検討して、実際に結果を出していただくようにお願いしたいと思いますので、また報告をお願いしたいと思います。20周年、一応来年３月までありますので、よくお考えになってお願いいたします。

この件について特にございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についての質疑を打ち切らせていただいて、次の質疑に移ります。

有賀副委員長、お願いいたします。

○　副委員長（有賀公子君）　　では、市制施行20周年記念のコンサート開催事業についてお聞きいたします。

現在の状況や、また事業の概要等の確認もさせていただきたいのと、また、ＣＡＴＶの生配信や録画配信等についてもお聞きしたいと思います。

○　委員長（飯島孝也君）　　田辺生涯学習課公民館担当リーダー。

○　田辺生涯学習課公民館担当リーダー（田辺秀典君）　　それでは、お答えさせていただきます。

まず、20周年記念のコンサートについての概要を説明させていただきます。

開催日につきましては、令和７年11月１日、土曜日、甲州市中央公民館（甲州市民文化会館）の１階ホールで行う予定であります。公演につきましては、昼の部が14時から開演、夜の部が18時から開演、入場料につきましては2,000円、また昼の部700席、夜の部700席を予定しております。また、市民向けチケット販売につきましては、８月９日の土曜日に販売する予定をしております。また、周知につきましては、７月の広報、また新聞の折り込み等で告知をする予定をしております。また、市民チケットの販売につきましては、１人５枚まで、意匠確認を行う予定になっております。

２点目としまして、ＣＡＴＶの生配信、また録画配信についてですが、現在、小林プロモーションと放映権等について協議を重ねているところであります。また、放映料につきましても小林幸子プロモーションと協議をしております。

なお、峡東ＣＡＴＶとも放映についての協議を行っている最中であります。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についてほかに質疑はございますか。

丸山委員。

○　委員（丸山国一君）　　この日にちと場所が少し苦情みたいなところというか、市民の方からそういう話が来ているのだけれども、コンサートを優先してしまっているのではないかという声があるのだけれども、最初は市制祭を公民館でやって、ぶどうの丘で小林幸子コンサートなのかなと思っていたら、いや、逆ですよということなので、その辺の市民の方々を含めての問合せというかな、そういう話が多分市のほうにも周知していくことがどんどん出てくると思うのだけれども、その辺はしっかり対応するということしか今私のほうは言えないのだけれども、今さら変更はできないだろうし、小林幸子事務所のほうとの打合せもいろいろ進んでいると。ただ、その辺をどのように、市民の皆さんに理解してもらうということもやはり念頭に置いておかないといけないのではないかと思うので、その辺は市長を含めて当局のほうでしっかりと対応を検討していくということが必要だと思いますけれども、その点はどうでしょう。

○　委員長（飯島孝也君）　　丹澤政策秘書課長。

○　政策秘書課長（丹澤英樹君）　　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、そういったこともあろうかと思います。市制祭の場所が結果的に今年度に限ってはぶどうの丘となりますので、それはしっかり周知をして、参加者の皆様等にも間違いのないように工夫をしていきたいと思います。

それから、例えば駐車場の問題とか、そういったものも、もろもろございまして、このたびその関連で補正予算案も上程しておりますので、しっかりと行き違いのないように対応するよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件について皆さんから質疑がございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についての質疑は打ち切ります。

次に、相沢委員、お願いいたします。

○　委員（相沢俊行君）　　お願いします。中学校の統合、再編成のときに質疑もさせていただいて、そこから２年ですか、時間も経過して、改めて冷静に議論をして、そして、どういう方向性で、市内の小中学校の通学区制度について少しお聞きしたいと思うのですよね。釈迦に説法ですけれども、基本的に義務制の小中学校については通学区というのが指定されていて、これは日本全国そうなのですけれども、通常２キロ以内で、徒歩で通える範囲というふうなのが基本的な考え方で学区制設けられているのです。本市もそういうふうにして運営をされていました。

しかし、様々な事情を子どもや親御さんが抱えておられるという中で、もう前教育長の時代からだと思うのですけれども、子ども側の事情や不登校等もありますし、いじめに類するふうなこともあるのかもしれませんし、親御さんの職業の関係、あるいは部活動等で、いわゆる指定中学校以外の学校に通学することはもはや可能になっている。そういう背景の中で、具体的には塩山北中学校と、それから松里中学校が統廃合というふうな中での、その渦中の中で新しい形になったのが今も続いている。それは井尻小学校の卒業生のみ、本市において松里中学校と塩山中学校の２校選択が許されているのですね。他の中学校、勝沼中学校等はそのような指定校のみへの通学で選択の余地はないのです。

これ、基本的に僕、ダブルスタンダードだと思うのですけれども、ただ、現行の井尻小に行われているのは、その類型とすれば特定地域選択制ということなのかなと思うのですね。特段そのような説明も市教育委員会のほうから聞いたことはないのですけれども、あの当時どういう経緯でこれが制定されたのかと、その理由と経緯を教えていただきたいのです。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　では、お答えをさせていただきます。

令和４年９月議会におけます市政の概要におきまして、市長から塩山地区の中学校については段階的再編とする旨の発言がございました。また、12月議会におきましては、学校設置条例の改正を、議決をいただきまして、本年４月には先行し、塩山中学校と塩山北中学校を再編したところでございます。松里中学校につきましては、松里地区の区長会及び松里中学校の統廃合について考える会から、松里中学校統廃合に関する要望書の提出を受け、本年４月の再編を先送りとしたところでございます。

一方で、井尻小学校ＰＴＡからは、松里中学校統廃合見直しに関する要望書が提出され、塩山中学校への入学、転入を希望する家庭については制約なく受け付けてほしいとの内

容でございました。中学校再編に関わる地域及び保護者からの要望でありましたので、教育委員会で協議をする中で、ともに要望どおりとさせていただいたところでございます。

なお、井尻小学校の対応につきましては、塩山中学校と松里中学校が再編されるまで、または井尻小学校ＰＴＡから新たな要望書が提出されるまでということで、期間の設定をさせていただいてございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　その当時も、今もそのようなことかなというふうには思うのですけれども、これ、大変な教育行政の在り方、対応処置としてはかなり珍しいケースだったと思うのですよね。今の状況も僕は不公平だというふうに思うのですけれども、その前に、今課長が言及されたとおり、渦中の制度が変わるという方向性の中で、具体的には井尻小のＰＴＡのほうが通学指定校としては松里中学校だけだけれども、比較的近いというふうなこともあり、塩山中学校への希望もぜひ認めてほしいというふうに言われたらば、それを２か月もたたないうちに審議会、教育委員会を開いて、それを審議して、それを許可したのだと思うのですね。通常学区制に関わる、つまり義務制の学校における基本的なルールなので、ほかの学校との整合性等がこの時は問題にならなかったのですか。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

まず、先ほど委員のご質問の中にもございましたが、学校教育法施行令におきまして、市町村の教育委員会につきましては、当該市町村の設置する小中学校及び義務教育学校の数の合計数が２以上である場合、就学予定者が就学すべき学校等を指定することとされております。

通学区域につきましては、就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会においてあらかじめ設定する必要があり、本市教育委員会規則で定めているところであります。この中で規則により難い正当な理由がある申立てがある場合で、教育委員会が認めた場合には変更が可能である旨を定めております。井尻小学校につきましては、中学校再編に伴う例外的な申立てにより変更を認めているというふうに考えております。

また、先ほど申し上げました井尻小学校のＰＴＡからの要望書を頂きましたのが11月７日付でございます。翌年度の新たな１年生については学校をどうするのかというところ

の非常に大事な時期に差しかかるところでありましたので、教育委員会といたしましても、その内容については早急に審議をさせていただき、このような結論になったというところでございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　まさに井尻小のＰＴＡですね。それもＰＴＡとして確実にＰＴＡの全部の総意であったかどうかということも確認をするようなことも本当は必要だったとは思うのですが、それがなされたとしても、いちＰＴＡの要望を正式な理由というふうにもし捉えてやったということであるなら、お聞きしたいのですけれども、今まさに課長もおっしゃいました、その後何ら変更の希望等もないと。だから、現状でそのような制度が続いておると。ならば、仮に今後それぞれの市内小中学校の保護者や地域住民から、井尻小のＰＴＡ同様に、特定地域選択制導入の要望あるいはその先、指定校制度も廃止し、自由選択制を求めるというふうに市教委に希望が寄せられた場合は、市教委は審議し、許可するのですか。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

甲州市教育委員会教育長に対する事務委任規則第１条の規定において、就学すべき児童及び生徒の学区の区域を設定し、またはこれを変更することにつきましては、教育長の委任事務から除かれているために、教育委員会の中で審議する内容であるというふうに考えております。他校の保護者から隣接区域選択制の要望が提出された際には、例規に基づき、教育委員会で審議するものと考えております。

一方で、学校教育法施行令において就学予定者が就学すべき学校等を指定している趣旨は、中学校の指定が恣意的に行われたり、保護者に不公平感を与えたりすることのないようすることなどでありますので、指定校の廃止あるいは自由選択制につきましては現状では考えていないというところでございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　課長、少し分かりにくいのですけれども、もう少し分かりやすく、平たく言い換えていただけませんか。もう一度言いますけれども、今、中学校に関しましては、もう選択はそんなにたくさんあるというふうな状況では、もはやないので、現実性というか、その次のステップというのがそんなに現実のリアリティーを持っているわけではないのですけれども、仮にということでお話をして、これ、もう一つの行政上

の先例をつくったわけですから、基本的には、やはり保護者や地域住民から通学区制に関して同じような井尻小と同様の特定地域選択制、あるいは、さらにあまり全国的には方向性のトレンドではないのだけれども、自由選択制というふうなものが要望された場合は、教育長を含めた教育行政の教育委員会、教育長のほうで審議されるという理解でよろしいですね。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

　先ほどと答弁重なる部分があるかと存じますが、先ほど言ったとおり、教育委員会で審議する内容であるというふうに理解しております。したがいまして、その要望された内容につきまして、教育委員会のほうでどういったことになるのか、具体的な例もお示しいただく中で、ご審議が必要になるのかなというふうに思っております。

　先ほど申し上げたとおり、井尻小学校につきましては、あくまでも中学校の再編に伴う例外的な形で今回のものが存在しているというふうに考えておりますので、全ての事柄に同様のことが当てはまるかというと、そこは少し違うかなというふうに考えております。

○　委員長（飯島孝也君）　　相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　それでは、そもそもの一つだけ、先ほどもダブルスタンダードという言葉を使わせていただきましたけれども、市が設置者で公教育機関の小中学校ですよね。簡単に言えば市民の税金立で、税金を皆さん、市民が払っておられるという中で、一部の児童生徒は選択の自由があるけれども、他の多くの児童生徒には同様の選択の自由はないというのは、通常一般福祉の原理には反する、不公平だと思われるのですが、基本的にまず課長としては、現状は井尻小における２中学校選択制は公平性において問題はないというふうにお考えですか。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

　今回井尻小学校のことでご質問もいただいているところでございますが、塩山北中学校に関しましても、この５年度、６年度に関しましては、学校へ入学する際、新中学１年生になる際に、塩山北中だけではなく、この合併時の登校が不安であるというようなことを理由に、ほかの学校に通学を認めているというような実例もございますので、今後どういった形になるか分かりませんが、それぞれの事情に応じて、そこは判断をすべき

ものであるというふうに考えております。

　したがいまして、今回に関しましては、特段不公平性感というところに関しては当課としては考えていないというところでございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　井尻小のＰＴＡが要望した時期がもう翌年に関わるような喫緊の状況の中での通学区制だから取り上げて云々というお話なのですけれども、それが複数年にわたって今つながっていて、先ほど課長が言われたのは、最初に言った、もう前教育長の時代から、そのようにいろんな様々な子どもの抱えている問題や親御さんの問題を反映して、かなり自由に今選択が実際なされているのですよね。だから、ある意味で、この中学校における通学区制は、大きくは塩山、そして勝沼・大和と今二つぐらいの大きなエリアに分かれた中では、現実的にはかなり通学区制は自由になりつつあるのですね。そのことがあるので、原則原理としての通学区制の部分において、制度上の不公平さが現実はもうその部分の実際の運用の面で、ほぼほぼその辺の不公平感が解消されているから問題ないのだということにはならないはずです。あくまでも公教育の原理原則としては、これはどういう方向でこれを是正するのか、本来僕は考えられるべきだと思うのですよね。

　具体的に、もう勝沼・大和地区では勝沼中学校１校しかない。そして、もはや塩山も塩山中学校があって、そして松里中があってという中での話なので、この通学区制の不公平感が現実としてはいろんな様々な諸制度があって、申請すれば認められるという自由選択にかなり近い状態になりつつあるので、問題は顕在化しないのだけれども、しかし、僕はあくまでも教育行政としては、これはかなり問題のある手はずであったのではないかなというふうにいまだに思っています。

　最後になるかもしれませんけれども、この今３中学校ですか、市内は。この３中学校体制にもうなってしまった中で、しかも今度小学校の児童数もどんどん減っているという中で、本市は小中学校の通学区制度に対して今後どういうビジョンを持っておるのか、お聞かせ願います。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

　令和４年度でございますが、国が学校選択制の導入状況につきまして調査をしたところでございます。前回調査であります平成24年度の比較といたしまして、学校選択制を導入

している学校数は小学校で6.8ポイント、中学校で3.6ポイント上昇したとの結果が示されております。

一方で、導入していたが、廃止を検討している学校及び廃止した学校につきましては、小学校が2.4%、中学校が2.5%となってございます。その理由の多くは、通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなったこと、地域との連携が希薄になったこと、保護者間の口コミにより希望者数が左右されることなどであります。

現状におきまして通学区域につきましては、通学距離を勘案する中で住所地において定めております。法に基づき指定するものでございますので、今後も変わらないというふうに考えているところでございます。

○　委員長（飯島孝也君）　この件に関して、ほかの議員から何か質疑ございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　課題ということで相沢委員が挙げておりますので、議論についてはまた委員会等で議論をしていくことになるかもしれませんが、要望を出してというところで、課題があるというふうに私も感じておりますので……私と言ったのですけれどもね。

（「委員長が言ってしまうのですか」と呼ぶ者あり）

○　委員長（飯島孝也君）　一委員の意見ですが、なかなか課題感もあるということですので、議論を引き続きしていく方向で考えたいというふうに思います。

この件についての質疑については打ち切りたいと思います。

続いて、平塚委員のほうから質疑をお願いいたします。

○　委員（平塚　悟君）　教育費のうち学校給食のことについてお伺いしたいと思います。

まず、物価高騰等で食材費が全般的に上がっているというところで、現在の給食費の単価ですね、小学生、中学生、設定があると思いますけれども、そこの単価と、あと、この食材調達の状況、献立を立てるときのその工夫等を今状況としてはどういう状況にあるのかというところをまずはお伺いします。

○　委員長（飯島孝也君）　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　お答えをいたします。

学校給食法によりまして、保護者の負担されております学校給食費につきましては、消費者物価指数の上昇率を参考に定めているところであります。本年度一般会計当初予算計上時に参考といたしました令和６年９月時点での甲府地区における食料の物価指数は

119.0であります。前年同月対比では1.7ポイントの上昇でございました。１食当たりの単価に乗じたところ、小学校、中学校ともに約６円の上昇でありましたので、単価については据え置いたところであります。本年度の賄い材料費の支出状況と昨年度と比較いたしますと、約１％、10万円程度でございますが、増額となっているところであります。これは一月ごとでございます。本年度が始まったところでありますので、今後の状況はいまだ見通せる状況ではありませんが、注視し、補正予算対応をさせていただくことも検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほどご質問にございました、今１食当たりの単価でございますが、小学校が310円、中学校が370円ということで、令和６年４月からこの単価で行っているところであります。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　分かりました。予算を組む段階では消費者物価指数の連動であったり、現状を鑑みる中で、今のところは足りてはいるけれども、補正予算を場合によっては組んでいく可能性もあるということですね。

あと、その中で、先日、保護者の方３名からいろいろご意見をいただいたというところで、食の安全性は大丈夫ですかというストレートな意見をいただいたので、少しそのことをお伺いしたいと思います。

特に国内産米の、米の値上がりというところで、備蓄米等も市況には出回っている段階ですけれども、学校給食においては令和６年産のお米を使っていて、国内産米、そして県産米を現状では使用していると承知はしているところですけれども、そこがもし備蓄米の今後使用であったり、または場合によっては外国産米の使用と、そういうところはどのように検討されているのかというのが１点と、あともう一つが、地産地消の取組というところで、主食もそうですし、副食、おかず等の地産地消の取組というのはどのように行っているのかというところでお伺いをいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

まず、学校給食法第２条につきましては、学校給食の目標の一つに、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めることと定めております。本市においては毎月19日を食育の日と定め、旬の時期に合わせた郷土食の提供に努めるとともに、甲州地産の食材を利用しているところであります。

また、多くの学校では学校農園を保有し、栽培した野菜等を調理実習の食材として活用しているほか、玉宮小学校ではサツマイモ、タマネギを給食材料として提供いただいております。食育にもつながる大事な取組でありますので、引き続き行ってまいりたいと考えております。

なお、備蓄米の対応でございますが、農林水産大臣からは給食にもというような話が出ているようなところも聞いてはおりますが、現状、業者からの連絡によりますと、ここは対応しないということで確認を取っている状況でございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　はい、承知いたしました。

あと、今、地産地消の取組ということで、毎月19日には特に地域食材を利用しているということでしたけれども、もう１点、安全性という部分で、急にというか、私は保護者からの意見として、オーガニックの給食の提供とか、そういったことは検討できませんかという意見があったのですけれども、教育委員会の中でそういったことを検討した経緯とか、そういったことをやっていこうとか、そういうことがあったのかどうか、一応そこだけお伺いしてもよろしいでしょうか。お願いします。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

先ほどお話がございましたが、小学校については310円、中学校については370円ということで、栄養士が何とかやりくりをしながら、毎月の献立を考えていただいているという状況でございます。今ございましたオーガニック食材というようなところでございますが、どうしても単価的には高くなるのかなというところも予想されるところでありますし、もちろん小中学校の給食でありますので、子どもたちの発達段階において必要なカロリーについては十分に賄わなければいけないということもございますので、現状では協議をした経過はございませんし、今後も少し難しいかなというふうに思っております。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　はい、承知いたしました、この件に関しては。

次の質問に入りますけれども、給食の試食会、給食センターでも行ってはいますけれども、学校単位なのか、クラス単位なのか、保護者の授業参観の後に学校給食試食会がクラス単位で行われたりするのがあると思います。実際に私も小学生の子どもがいますの

で、そういうときがあったのですけれども、これは教育委員会として設定をしているという認識でいいのか、それとも学校単位でこういう日を設けるというようにしているのか。コロナの間なかなかそういうことができなくて、再開されて、結構保護者の中でかなり給食に対する認識というのが無償化の影響もあって、様々なところもありますので、ぜひ進めていってもらいたい取組ではあるのですけれども、どのように考えられているのかお伺いします。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

　学校や家庭及び地域との連携のもと、食育の推進を図り、学校給食を身近に感じていただくことを目的として、学校給食センターの見学及び試食会を実施しております。昨年度につきましては、小学校６校の保護者の皆様と児童とでセンターを訪問いただき、給食調理の安全性、栄養バランス等を視察いただいたところであります。このほか学校においても、先ほど委員からもございましたが、保護者の方に来校いただき、試食会を開催しているところでございます。安心していただける機会につきましては、今後も多くつくってまいりたいというふうに考えております。

　以上であります。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　すみません、確認で。センターでの見学は事前に予約をしてということですけれども、学校での開催というのは教育委員会が主でやっているのか、それとも学校側が主でそういう設定をするのか、確認です。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　失礼いたしました。学校に関しましては兼務ではありますが、栄養職員がそれぞれ配置をされております。その栄養職員とセンターのほうの栄養士との間でやり取りをする中で、基本的には学校側主体で行われているところではございますが、併せて栄養士からの給食センターでの調理の風景をモニターで映すとか、実際の調理の状況につきましても、お知らせをさせていただいている状況でございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　はい、了解いたしました。

　次の質問にいきます。今年度で夏休みだと思うのですけれども、東雲小学校が２学期から給食センター配送に切り替わるという、当初予算のうちもそうですけれども、残り勝

沼の３小学校ということになりますけれども、順次切り替わっていくということは、これまでの委員会等の質疑の中でも聞いておりますけれども、この切替えの時期というのは明確にそろそろどのぐらいになっていくのかというのが計画としてあるのであれば、お示しをいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

　学校給食につきましては、学校給食センターにて13校、それから単独調理校であります勝沼地区小学校４校で提供しているところでございます。４か所の単独調理場につきましては、校舎内に設置をされており、県営施設建築後35年以上が経過し、設備、施設は老朽化が進んでおります。また、学校給食衛生管理基準に適合していないこともあるため、さらなる衛生管理の向上や食の安全性の確保に努めているところであります。

　このような中、この３月には塩山中学校と塩山北中学校の編入が行われ、配送計画の見直しが必要になったことから、併せて単独調理場のセンターへの統合に向け、取組を始めることとしたところであります。

　委員のご質問にもありましたとおり、本年度２学期からは東雲小学校を、令和９年度以降となりますが、勝沼小学校、次にはセンターからの配送方式に変更する予定としております。祝小学校につきましては、給水設備、配電設備の移設、菱山小学校につきましては、校舎北側が斜面のある道路でありますので、配送には校庭を横切るというようなことが必要になってまいります。その課題の解決が必要になってまいりますので、その２校についてはまだ少し今後検討が必要ではないかなというふうに考えております。

　センター化によりまして、食物アレルギーに対応した主要７品目の除去食の対応も可能となりますので、保護者の皆様の負担軽減を今後も図ってまいりたいと考えております。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　承知いたしました。学校の施設の関係もあるということで、そちらもクリアしないと、なかなか一遍にはできないということですけれども、今の給食センターの最大供給量からして、確認です。現状の児童生徒数プラス教職員の食数というのはもう十分給食センターでつくれる状況にはなっているのかというところだけ確認でお伺いします。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

学校給食センターにつきましては、１日で2,200人分の調理が可能でございます。委員のご質問にありました児童生徒、それから教職員も含めまして、現在2,000人少し、2,100人ぐらいでありますので、十分対応は可能であるというふうに考えております。

○　委員長（飯島孝也君）　　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　はい、ありがとうございます。

では、最後の質問に入ります。一般質問で佐藤浩美議員が児童クラブに長期休みのときに給食を提供できないかということで質問されていました。自分が取ったメモなのですけれども、子育て支援課長は、基本的に給食センターの稼働状況ですね、夏休み等は基本稼働していないということで、それと配送の件もあるし、あと、児童クラブでの衛生面も考慮すると提供は難しいと、こういった答弁をいただいております。子育て支援課はそういう答弁でしたけれども、所管する教育委員会としては、この問題をどのように考えられているのかというところでご意見をいただきたいと思います。

○　委員長（飯島孝也君）　　清水教育総務課長。

○　教育総務課長（清水　修君）　　お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、学校給食センターにつきましては、１日に2,200人分を調理できる施設でございます。そのため、調理器具も大型化されておりまして、逆に100人単位ですとかの小規模の調理には不向きな施設でございます。また、献立につきましては、栄養士が３か月前には作成をし、必要な材料につきましては毎日納入をいただいているという状況でございます。児童クラブの利用者数を早くに確定ができるということであればというところになるのですが、現実、児童クラブの利用者数については、前日もしくは当日もキャンセルは可能であるというようなことも聞いております。そのような利用者数が確定しない中で材料の確保ができないこと、また、調理後のフードロスが発生すること、配送車が４台でありますので、限られているため、全ての児童クラブに配送ができないことなどが懸念されているところであります。

また、子育て支援課長も申し上げましたが、給食調理を行わない夏季休暇中に設備の維持、修繕を集中的に実施しておりますので、施設を維持管理していく上では重要な期間であるというふうに考えております。給食センターにつきましては、平成26年建設でありますので、ここで11年目でございます。施設、それから先ほど申し上げた調理器具に関しましても、年々不具合の大きさといいますか、程度がだんだん大きくなってきているというような状況もございますので、確実に調理期間をお休みさせていただいて、その間

に集中的に修繕等をさせていただくということが必須の形かなというふうに思っておりますので、放課後児童クラブへの給食提供につきましては、やはりかなり難しいのではないかというふうに考えております。

○　委員長（飯島孝也君）　　学校給食についての質疑はほかにはございませんか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　休憩中に追加質問の申出がありましたので、それを許可したいと思います。

　高野委員。

○　委員（髙野浩一君）　　菅田天神社にある楯無鎧について伺います。

　今年度に入りまして文化庁が視察に来たと伺っています。どんな目的で来たのかということと、あと、そこで何が決定されてきた、その他詳細について伺います。

○　委員長（飯島孝也君）　　入江リーダー。

○　生涯学習課文化財担当リーダー（入江俊行君）　　お答えいたします。

　菅田天神社の楯無鎧につきましては、近年およっちょい祭りの日と同日に一般公開がされるようになっておりまして、令和５年度、令和６年度と公開されてきたところがあります。これは菅田天神社さんのご意向で一般公開というところになっているのですけれども、そんな中で、菅田天神社さんのほうから楯無鎧の状態についてご相談を受けまして、今新羅宮という蔵のところに入っているのですけれども、正面から見ますと、鎧の状態が少し傾いているような様子が素人目にも分かるような状態でありまして、菅田天神社さんのほうでも、それが鎧の保存状態が果たして悪いのか、あるいはただ鎧を立てかけてある木があって、木組に鎧がかけてあるのですけれども、着せ方が少しゆがんでいるだけなのか、少し判断がつかないというところがご相談としてありました。

　私たちのほうでは、一応文化財担当ではあるのですけれども、なかなか甲冑については、かなりこれも文化財の中でも特殊な、その部門の専門の知識が必要でして、かつまたその文化財、楯無鎧につきましては国宝ということで国の指定の文化財ということでもありますので、まず県のほうに相談をして、県を通じて文化庁にもご相談をさせていただきました。まず現在の状況についてご相談をして、これが果たして保存上の何か危機がこの鎧に今現在あるのかどうか、あるいはないのかどうか、そこら辺のジャッジを文化庁のほうにご相談したという経緯があります。

　実際に、今年度に入って５月、正確な日は忘れてしまいましたが、５月に入って、文化

庁の美術工芸品の専門の佐藤調査官という方がいらっしゃるのですけれども、その方に現地に来ていただいて、見ていただいたというところになります。取りあえず今現在の保存状況とか鎧の状態につきましては、現在、喫緊の何か保存上の問題というか、脅かされている状況はどうも見られない。例えばカビなども発生している様子はないので、取りあえず現状のままで大丈夫だろうというお言葉をいただいておりますけれども、この鎧につきましては、重要文化財の鎧の修理を行える職人という方が全国でいらっしゃるのですけれども、片手で数えるほどしかいないという、それぐらい専門的な分野でして、この先また新たに文化庁の調査官とともに甲冑の専門家の方も呼んで、今度はもう少し詳細に鎧の状態を確認しようという、今後の流れとしてはそんな動きになっております。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　その他の件、今の件について皆さんからの質疑はございますか。

高畑委員。

○　委員（高畑一幸君）　　今の楯無鎧の件ですけれども、所有者は菅田天神社ということになっているのですが、国宝に指定されているということで、もし修繕とかをする場合は、費用はどこが負担するのかお知らせください。

○　委員長（飯島孝也君）　　入江リーダー。

○　生涯学習課文化財担当リーダー（入江俊行君）　　お答えいたします。

国の指定の文化財ということですから、国の補助金、県の補助金、市の補助金と、そういったところを基本的には使うことになると思います。

ただ、近年では文化財の修理については、例えばクラウドファンディングのような形を取っている事例もありますので、少しそちらの方法も今後の検討材料になるかなと思います。やはり修理するにしても、どれくらい費用がかかるかというところもまだ全く見えてない状態ですので、あと所有者様のご意向もあると思いますので、そこら辺はまた今後協議していって、どういうふうにしていくか、まずは状態の確認からというところからスタートしております。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　この件についてほかに皆さんから質疑がございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、その他の件についての質疑を打ち切ります。

続きまして、市民課より申出があったアンケート結果についての報告ですが、今葬儀等で退席、早退をされた委員もおりますので、この説明については午後の時間にさせていただきたいと思います。少し説明の時間も少し要しますので、大分昼休みにやったとしても食い込んでしまうというところもありますので、午後１時から再開をして、説明をいただきたいというふうに思いますので、ご承知おきください。

暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

休憩　午後０時０２分

再開　午後１時００分

○　委員長（飯島孝也君）　　再開いたします。

その他の件の質疑に引き続きまして、市民課より高齢者の移動手段に関するアンケートの調査結果がまとまったということで、ご報告をいただきます。

河村市民課長。

（当局説明）

○　委員長（飯島孝也君）　　報告は以上となります。

皆様から確認事項等がありましたらお願いいたします。大丈夫ですか。

高畑委員。

○　委員（高畑一幸君）　　待ちに待っていましたアンケート調査の結果を拝見いたしまして、各地域の利用されている方が何を求めているのか、どういうことが必要なのかということをつぶさに確認できるとてもすばらしいアンケート調査結果だったと思います。

その中で、やはり地域公共交通、タクシーに関しましては台数が少ない、料金が高い、夜間にいないというような声は本当に多かったのですが、特に目を引いたのが、デマンドバスを持っている地域では、デマンドの利用の仕方、利用方法、予約方法等が煩雑であるということと、年寄りだからねという話、その中にもアプリでできる方法をというようなことを70代女性ですが、書いてありました。やはり皆さん動くためにはどんな手段を使ってでも動こうとする。その動こうとする人たちはやはりスマホも使える。では、だったらそういうところへうまく乗降できるバスを、少し乗降口が遠いという答えにも返すことができるのが、最近我々が所管事務調査でやっていますＡＩデマンドのシステムが一番適していると思います。大きいバスを使ってしまうと、大勢乗っていなくて、

１人、２人乗っているのだったら、何本動いていても意味がないという言葉をかけられます。

ただ、100円で乗れるということになると、それは料金的には市が負担する部分が多くなるとは思いますが、デマンドの場合は、やはり１人１回の利用料を必ず取れますので、そっちを研究していっていただいているのか、今市民課のほうで。そういうことを我々とともに研究をしていこう。市民に対して本当にすばらしいサービスを提供しようという考えをお持ちで、今この調査結果を我々に提示していただき、これから我々と一緒にやっていこうという意思があるのか、課長、新しいところで意気込みをお聞かせいただきたいと思います。本当にいい調査結果だったので、ひとつお聞かせください。

○　委員長（飯島孝也君）　　河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　本会議の平塚議員のご質問でもお答えいたしましたが、塩山地域のデマンドバスの利用につきましては、本年度から地域を回って高齢者のグループに、ぜひデマンドをこういうふうにやれば使えますよというような、まず出向いて、職員が汗をかいて利用者増につなげていきたいというふうに考えております。

このアンケートの集計結果を見ると、やはり塩山地域の高齢者の方にはデマンドが少し浸透してないなというのがもう明白に出ましたので、そこは市民課として取り組んでいきたいなと思っております。

それから、ＡＩデマンドにつきましては、先日私もネクスト・モビリティさんの担当者と内容の話を聞く機会がありまして、事細かにいろいろお話を伺いました。私どもの５エリア、５台で回しているデマンドバスの利用実績は、ネクスト・モビリティさんから見ても非常に多いということも言われました。なので、現状の私どもがつくり上げてきたこのデマンドバスの仕組みをしっかりと塩山地域の皆様にご理解をいただいて、利用促進をしながら、今、アプリの予約も昨年から始めていますので、そういったアプリの予約もできるということをしっかりと周知しながら、今後、今までの積み上げてきたものを使用していくのか、それともＡＩデマンドが最適なのか、こちらは費用面も含めまして課題がいろいろ出てくると思いますので、そのことについてはぜひ議会の皆様方とも相談をしながら、まずは市民課として費用がどのくらいかかってというようなことで、政策協議等にかけていきたいというふうに思っています。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかにございますか。

高畑委員。

○　委員（高畑一幸君）　　課長のすばらしい意気込みを感じる答弁、ありがとうございました。

　そうなってくると、デマンドが優秀であり、ほかの公共交通が駄目かと思ってしまうので、タクシーですね、タクシーの増発とかお願いをするのにはやはり公共交通会議か何かで話が出てくると思うのですけれども、タクシーの運転手さんに聞きますと、もう年を取ってきて辞めなければならない人が何人もいると。私も辞めるのだというような感じで、あと入ってくる人がいないという話です。私が前の一般質問で副市長に答弁いただいたことがあるのですけれども、タクシー運転手に補助を出すとかという、これは政策のほうになるのか何とも分からないけれども、そういうことも考えながら、各課で話合いができて、それを一つにまとめてという方法もこれから考えていけるのではないかと思いますので、タクシー、そしてまた路線バスの件に関しても、大型ではない小型も使ってほしいというような、そんなことも会議の中でできるのですか。そんなことができるようでしたら、ご発言をお願いします。

○　委員長（飯島孝也君）　　河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　市民課といたしましては、やはり市民の皆様のいろんな選択肢がある交通手段ということですので、高畑委員がおっしゃるとおり、タクシーの利用についてもいろいろ課題はあるかと思いますけれども、タクシー協議会等と、また民間事業者等ともいろいろ話をしながら、デマンドだけではなくて、もちろん路線バスの利用もですけれども、タクシーとも共存しながら公共交通を推進していかなければならないと思っていますので、その点につきましても、タクシー事業者の利用増につきましても、タクシー事業者の利益を圧迫するようなことがないように、また市民の皆様にも利便性が高く、タクシーもいつでも使えるような状況というようなことを市民課として協議していきたいと考えております。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかにございますか。

　高野委員。

○　委員（高野浩一君）　　９ページで説明いただきました中で、松里・玉宮・千野エリアは他のエリアと比較して乗客数が少ない状況ですとあるのですけれども、これは担当課の分析とすると、単に周知がいってないというか、知らない人が多いのか、それともまだまだ車を運転できる人が多いのか、年齢的なところも、それはどのような分析をしていますか。

○　委員長（飯島孝也君）　　河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　お答えいたします。

玉宮・千野エリア、千野も入っているのですけれども、玉宮については、やはり坂の立地の条件で、バス停を何か所か設置はしているのですけれども、やはりバス停まで歩いていく、坂道を上ったりとか、下って帰ってきたら家まで坂道だとか、そういった立地のことが考えられると思います。松里エリアにつきましては、元気なお年寄りが多いのか、あとは周知がなかなか行き届いてないのかというようなことが考えられると思います。

○　委員長（飯島孝也君）　　確認ですけれども、所管事務調査で公共交通をやっていて、このアンケートをいろいろ分析していただいた結果はまた、またというか、ご報告をいただいて、それで分析した結果について質問もしたりしながら、我々の提言というか意見をまとめていこうというふうに思っているのですが、今日の時点でその分析というか、このアンケート結果について十分に分析されて、そのご報告できるような状況というふうに考えて質問をしてもよろしいですかね。少しそれだけ確認をさせてください。また少し時間を置いてからこのアンケート内容について担当課として分析をされて、その分析結果をもう少しまとめたものを伝えるような形ということが必要か、それとも今時点でも十分そういうことができるのかということをまず確認をさせてもらって、確認事項ということで皆さんに質問を振ったので、それを前提として、何か所管事務調査っぽくなってしまっているので、もしそういうことが今できるようでしたら、質問してもらってもいいのですけれども、課長、現在どんな感じなのか、少しそこだけ確認をさせてください。

休憩させていただきたいと思います。

休憩　午後１時２６分

再開　午後１時２８分

○　委員長（飯島孝也君）　　では、再開いたします。

先ほど私が申し上げたとおり、確認事項ということで、今回のアンケート結果についてご報告いただいたことについて確認をする事項があったら、ここでは言っていただくということで、質問とか、より分析について内容を踏み込むというようなことについては、議員全員協議会で間に合うのですかね。議員全員協議会に間に合うのかなというところ

もあるのですけれども、それは改めて所管事務調査の日程を調整させていただくので、またそれは市民課とも少し調整をさせていただいて、しっかりした市民課としての分析結果も踏まえて、それを質問していくというか、議論していくという機会をつくりたいと思いますので、今日の時点では、次の議員全員協議会も含めて確認をさせていただくということにさせていただきたいというふうに思いますので、ご承知おきいただいて、皆さんよろしくお願いいたします。

　ということで、このアンケート結果についての確認事項がございましたらお願いいたします。

　平塚委員。

○　委員（平塚　悟君）　　アンケートの結果をお示しいただきまして、ありがとうございます。

　詳細な分析はまた担当課としても行っていくという中で、一つ要望というか、いただいた意見を自分なりに160ページを見てみると、塩山地域、デマンドバス交通のことに限って言いますけれども、においてはその利便性の向上をもっと図ってほしいというような意見が多かった。勝沼・大和に関しては、やはりこっちのほうにもデマンドバス交通を引いてもらいたいという意見があったし、そのアンケートを取った時期で、大和地域は日影地区の市民バスのことに触れている方もいらっしゃいました。そういったところも踏まえて、あと65歳以上の高齢者となっているのですけれども、これは自分の主観が入っているのですけれども、要は後期高齢者と前期の高齢者で少し今の認識の在り方というのは違うなというように感じた次第なので、そこの部分についても少し65から74、75以上というような形で分けた分析をしてもらえると、より今の状態というのが見えてくるのかなというふうに感じたので、もし意見を分けて出せるようであれば、そのよう分析を要望として出しておきたいと思います。お願いいたします。

○　委員長（飯島孝也君）　　今、平塚委員の確認事項についてですが、可能かどうかだけお願いします。

　休憩いたします。

休憩　午後１時３１分

再開　午後１時３２分

○　委員長（飯島孝也君）　　再開いたします。

河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　お答えいたします。

160ページにわたります各地区の詳細の中で、問２の年齢の要件で数字を出しているのですけれども、民生委員さんに独居であったりとか、これから高齢者世帯であったりとか、これから交通弱者になりそうだなという人をピックアップしてもらって、自分が各地区で民生委員として見守りをしている中で、この人だったら必要だろうなという人に配布して回答をいただいています。なので、将来的な交通弱者になるであろうという方を中心に配ってくださいとお願いをしていますので、前期高齢者、後期高齢者というのは、なかなか分析も分けての集計も少し難しいというところがあるのですけれども、基本的には70歳以上が多いと。前期高齢者の中でも後半のところの方が多いというような認識で、もちろん75歳以上後期高齢者、そうですね、75歳から84歳ぐらいが中心に回答をしていただいているというような認識で読み込んでいただければと思います。

○　委員長（飯島孝也君）　　よろしいですか。

ほかに確認事項。

高野委員。

○　委員（高野浩一君）　　昨年くらいだったかな、所管事務調査で公共交通の方たちのお話の中で、ライドシェアを多分年明けからだと、今年からかな、やっていると思うのですけれども、このアンケートの中の移動手段にはライドシェアは入っていないのですが、それはもうここに載るような状態ではないのかと、あと、何か近況でそういう状況が分かったら教えていただきたいです。

○　委員長（飯島孝也君）　　河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　お答えいたします。

ライドシェアにつきましては、タクシー事業者さんが今取り組んでいるということを聞いております。甲州タクシーが１台ライドシェアで、専用のアプリから入っていただいて、金土日の週末の３日間、１台運行しているということは聞いております。ただ、実績については、ほぼないというようなことも聞いておりましたので、特に今から民間事業者が本腰を入れてやるような事業であれば、市民課としても一つの選択肢として考えられるかなというふうには考えますが、今ほとんど需要がないというような情報も得ておりますので、今回の報告の中には入れておりません。

以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに確認事項がございますか。

相沢委員。

○　委員（相沢俊行君）　　先ほど前に出た65歳以上の高齢者のサンプリング対象のところなのですけれども、要するに民生委員さんに10名お願いしますねということで、回収率73.5％で大変高いと思うのですけれども、その後のあれを見ると、６割以上で、60％以上ですか。回答者がご自分で車を運転しているという方の意見で、つまり難しいのですけれども、甲州市の実態からすれば、当然自動車で移動しますので、65歳以上といっても、この段階で免許を返納している人はほとんど考えられないのですけれども、実際に今免許は持っている。現状のデマンドあるいは路線バスの運行をどういうふうに、希望や、あるいは要求を持っているかということを聞くのですけれども、逆にまさに後期高齢者のほうに入るのかな、後期高齢者で実際に免許を返納したというふうな方のサンプリングの場合は、また違うのではないかと思うのですよね、データの中身がね。要するにまさに自分事というふうに現実の問題として、しかし、それを利用している、あるいは利用していない、いろんな利便性があったりして、歩いて買物ができるから別に困ってないなど、いろんな状況があると思うのですけれども、その辺がどのくらい、このサンプリングの方たちが、利用者にピンポイントで聞いたわけではないですよね。そのサンプリングをもう１回。

○　委員長（飯島孝也君）　　河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　お答えいたします。

デマンド、路線バス等を利用している方に直接聞いたものではありません。なので、民生委員さんが普段の自分の担当エリアの中で、この方はもしかしたら免許返納しているかもしれないし、そこは返納しているかどうかというのは本当に深く突っ込まないと分からないことだと思うのですけれども、その中で将来的に公共交通が必要になるのではないかなと思われる世帯をできれば10世帯回って、これに回答してくださいというようなお願いをしましたので、利用者アンケートとは違います。

以上でございます。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに確認事項はございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　少し、私のほうから確認ですけれども、基本的なことなのですが、路線バスの大菩薩峠登山口線というのは、これは甲斐大和駅から発のやつではでは

なくて、塩山駅から出る。分かりました。

　もう一つ、勝沼地域循環バス、驚異的というか伸びているところですけれども、これの分析というのは進んでいるのですかね。それを確認させてください。

　河村市民課長。

○　市民課長（河村　敬君）　　お答えいたします。

　私もこの数字を見たときに、勝沼の循環バス、あと甲州市の縦断線につきましては横ばいですが、勝沼地域の循環バスが非常に伸びているというところで、少し年度は追ってはないのですけれども、直近の令和６年度の数字を見ると、やはり平日の利用よりも、土日祝日が非常に多いというのは、観光客の町内を回る足になっていることは確実に想定できる数字になっておりまして、私もびっくりして、土日祝日の合計を少し出してくれということで見たのですけれども、平日の利用より突出して土日祝日は伸びています。なので、そこは観光的な要素の面が非常に高いのではないかと考えております。

　以上です。

○　委員長（飯島孝也君）　　ほかに皆さんからございますか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、改めまして所管事務調査、分析もさらにしていただいて、それについてのご報告もいただきながら、所管事務調査のほうでまた聞き取りをさせていただきたいと、質問もさせていただきたいと思いますので、その他のこの公共交通についてのアンケートについてのご報告、質疑等はこれで打ち切らせていただきたいと思います。

　ほかに皆さんから何かございますでしょうか。

（発言する者なし）

○　委員長（飯島孝也君）　　では、長時間にわたりましてありがとうございました。

　以上で総務文教常任委員会を散会いたします。

　副委員長に挨拶をお願いします。

○　副委員長（有賀公子君）　　皆様、お疲れさまでした。

　台風なども来ているようで、大雨になることも予想されますので、皆様お気をつけてお過ごしください。雨によってお肌や心も潤うことを願っております。

　以上で総務文教委員会を終わりたいと思います。

〔散会　午後１時４２分〕